

SD バリューカードサービス利用規約

第1条（本約款の主旨）

本約款はSD エンターテイメント株式会社（以下、「当社」といいます）が発行する、以下に定義したSD バリューカードの利用について規定するもので、このSD バリューカードの所持者（以下「お客様」といいます）は、本利用約款に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り次の通りとします。

（1）SD バリューカード

当社発行の前払式支払手段に類似した加減算型カードをいいます。カードに貯留したバリュー及びポイントの利用により利用残高が減算された後も、当該カードに加算または入金（以下「チャージ」といいます）することにより、当該カードを繰り返し利用することができます。

（2）お客様

本約款の全ての規定を理解・同意及び承諾した上で、当社（当社から引渡しを受けた第三者を含みます）から本カードの引渡しを受け、現実には本カードを所持される方であり、本約款に規定された利用をされる方をいいます。

（3）SD バリューカード取扱店

「SD バリューカード取扱店」の提示がある当社が指定する日本国内の店舗（以下「カード取扱店」という）または施設をいいます。具体的なカード取扱店の場所や情報に関しては、本約款末尾に記載されたSD バリューカードに関するお問い合わせ窓口にお電話にてお問い合わせいただけます。

（4）バリュー

お客様が当社の指定した商品・サービスの給付を当社に請求する上で必要となる、流通貨幣に相当する価値をいい、1バリュー＝1円換算としてご使用になれます。

（5）ポイント

お客様がSD バリューカード取扱店にて利用したサービス・金額に応じて付与される特典ポイントのことをいいます。貯留したポイントに応じて当社が定めるサービス・商品と交換が可能です。

（6）ご利用

本カードを提示した上でのサービス・商品の購入、チャージによる残高の増加を含め、バリュー及びポイントの増減があった場合にご利用とみなされます。

（7）残高照会

本カードを取扱店に提示することにより、または、その他の当社が指定する方法により、本カードのバリュー及びポイントの残高を確認する行為をいいます。

第3条（カードの発行）

当社は、SD バリューカード取扱店において本カードを発行するものとし、お客様は当社が定めた入会金をお支払いいただくことにより、本カードの交付を受けることができるものとします。

第4条（本カードのご利用）

お客様はSD バリューカード取扱店においてのみ、本カードのご利用をすることができるものとします。

第5条（チャージの方法）

1. 本カードへのバリューチャージは、SD バリューカードチャージ対応店にて入金が可能です。
2. お客様は SD バリューカードチャージ対応店にて現金によるチャージが可能です。
3. 本カード1枚の1回あたりのチャージは、1,000円以上1,000円単位となります。
4. 本カードへ蓄積できる上限額は、50,000とします。(1回の入金上限額は49,000円迄とします)

第6条（ご利用の方法）

1. 本カードにて会員料金の適用およびバリュー・ポイントの利用・付与をするには、受付時（商品購入の場合は精算時）に本カードを提示していただくものとします。
また、サービス・商品購入後に本カードの残高はレシートに表示されますので、お客様はそれらに誤りがないかを確認するものとします。
2. 1度のお支払いに利用できる枚数は1枚までといたします。
3. お客様は会計処理の後において、本カードにより利用された内容及びカード残高を表示したレシートまたは明細書その他の当社が指定する書面（以下「レシート」といいます）を取扱店から受け取るものとし、かつ当該レシートに記載された事項に過誤がないことを確認しなければならないものとします。なお、この場合当該レシートの受取時にお客様から特段の申し出がないかぎり、お客様が当該記載された事項に過誤がないことを確認したものとみなします。
4. 本カードを複数枚お持ちであっても、各本カード残高を1枚のカードに統合することはできません。

第7条（残高照会の方法）

1. お客様は第6条に規定するレシートによる残高照会のほか、取扱店において本カードを提示していただくことにより、本カードの残高照会をすることができます。
2. 当社の指定する WEB サイトにて残高を確認される場合は、本カード裏面に記載された16桁のカード番号と本カード中央に記載された6桁の PIN 番号が必要です。
3. 当社の指定する WEB サイトにおいて、残高のほかご利用の履歴も確認が可能です。但し、システムの都合上、WEB サイト上で表示することができる履歴内容、履歴件数は当社が決めるものとします。

第8条（換金）

1. 本カード自体または本カード残高の換金、返金および払い戻しはいたしません。

第9条（再発行）

1. 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可無く第三者に使用された場合であっても、本カード機能の停止、返金、再発行はいたしません。
2. カードやカード機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。
3. 当社は本カードが毀損され、または必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カード磁気情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能であるときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。
4. その際、当社は新しい本カードと引換に旧本カードの引渡しを求めることができるものとします。なお、新しい本カードの発行にあたっては、本カードの図柄及び属性は当社が指定していただくものとし、お客様は意義を述べないものとします。

第10条（不正な取得・利用等）

1. 次のいずれかに該当するときは、当社はお客様に本カードのご利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとしたうえで、お客様のカードを当社にお引渡しいただくものとします。
 - ① お客様が不正な方法により本カードを取得、またはお客様が不正な方法により本カードを取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合。
 - ② 本カードが改竄、偽造、変造されたものである場合。
 - ③ 本約款に違反した場合。
 - ④ 本カードの利用が不正であると当社が認める場合。
2. 当社は前各号の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードをお預かりできるものとします。
3. お客様は前1項の場合においても、払戻し、本カードの再発行、交換のいずれも請求することができないものとします。

第11条（ご利用期限に関する制限）【重要事項】

1. 本カードを最後にご利用いただいた日の翌日を起算日として1年間ご利用がない場合、当該本カードに貯留したバリュー及びポイントは残高の有無または多寡に関わらず失効となり、返金等はしないものとします。
2. お客様は、本カードを長期間にわたってご利用されない場合、十分に注意しなければならないものとします。

第12条（システム保守・障害等）

本カードに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する対処、その他やむを得ない事情により本カード取扱店の一部または全店において、当社は予告なく本カードのご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、本カードがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条（業務委託）

当社は本カードに関して行う業務を第三者に委託する場合があります。

第14条（質権等担保権設定の禁止）

1. お客様は、本カードに質権等の担保設定を一切することができないものとします。
2. 当社はおお客様が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、一切責任を負わないものとします。

第15条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用および取引に関して、お客様と当社または取扱店との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第16条（本約款の変更）

1. 当社は当社の判断において当約款をお客様に事前に通知することなく変更することができるものとします。
2. 本約款を変更するときには、変更後の約款を取扱店の店頭あるいは本社に所定の期間備えおくものとします。

《SD バリューカード会員登録情報について》

ご登録頂いた個人情報は、当社の重要なお客様データとして厳重に管理させていただきます。

詳しくはスガイディノスホームページに公開されております「プライバシーポリシー」をご参照ください。

<http://www.sugai-dinos.jp/pc/privacy/>

《発行元》

SD エンターテイメント株式会社

北海道札幌市中央区南3条西1丁目8番地

<http://www.sugai-dinos.jp/>

《SD バリューカードについてのお問い合わせ窓口》

TEL 011-251-9726